

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 7月13日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：33件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	燃料プール冷却浄化系のろ過脱塩器（A）出口導電率指示計に指示値不良が認められたため、当該導電率指示計を点検・調整	D	
2	2号機	炉心性能監視システム用計算機の予測計算機能用熱効率換算定数データの誤入力が認められたため、当該定数データを修正	D	
3	2号機	原子炉再循環系流量制御用可変周波数電源装置の冷却水ポンプと熱交換器の表面及び当該装置の制御盤内冷却水配管の表面に結露水の発生が認められたため、対応検討	C	
4	2号機	補機冷却海水系配管防錆用硫酸第一鉄注入装置のポンプ出口配管のドレン弁前後の保温材カバー部（2箇所）より、薬液のリーク（鉛筆の芯1本程度）が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
5	3号機	原子炉給水ポンプ用軸シール水供給ポンプ（B）のメカニカルシール部より水のリーク（鉛筆の芯1本程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	3号機	タービン建屋換気空調系冷却装置用圧縮機（1台）に冷媒不足による入口圧力の低下を示す警報が発生したため、当該圧縮機を点検・修理及び冷媒を補充	D	
7	3号機	復水脱塩装置のNo. 4脱塩塔の復水入口弁に開動作不能が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	3号機	炉心性能監視システム用計算機の端末用パソコン（1台）に起動不能が認められたため、当該パソコンを点検・修理	D	
9	4号機	原子炉建屋内ドレンファンネルの点検において、「ファンネルの詰まり」等（計6箇所）が認められたため、当該ファンネルを点検・修理	D	
10	4号機	タービン建屋内ドレンファンネルの点検において、「ファンネル番号の不鮮明」等（計8箇所）が認められたため、当該ファンネルを点検・修理	D	
11	4号機	廃棄物処理建屋内ドレンファンネルの点検において、「ファンネルの詰まり」等（計14箇所）が認められたため、当該ファンネルを点検・修理	D	
12	4号機	タービン建屋換気空調系冷却装置用冷凍機（C）の海水入口弁に開閉動作不良が認められたため、当該弁本体を点検・修理	D	
13	5号機	タービン補機冷却系熱交換器（C）の海水出口側配管のベント弁にシートリーク（鉛筆1本程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
14	5号機	タービン建屋地階南側の6.9kV電源開閉器盤室内局所空調機（B）のプーリー部より異音の発生が認められたため、当該部及びベルトを点検・修理	D	
15	5号機	事故後サンプリング設備用制御盤の自動減圧機構出口圧力調節器のデジタル値表示部に指示値不良が認められたため、当該圧力調節器を点検・調整	D	
16	5号機	廃棄物処理建屋換気空調系給気ファンの出口温度計に指示値不良が認められたため、当該温度計を点検・調整	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	5号機	所内ボイラ（A、B）用蒸気溜の圧力記録計の記録用紙押え部の部品（爪）に破損が認められたため、当該部品を交換	D	
18	6号機	原子炉水溶存酸素／pH記録計の記録用紙押え部の緩みによる紙送り不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
19	6号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A）の軸受温度記録計に指示値不良が認められたため、当該温度用計装回路を点検・修理	D	
20	6号機	原子炉建屋6階に設置されている換気空調系ダンパ制御盤の扉開閉用リンク機構部に動作不良が認められたため、当該リンク機構部を点検・修理	D	
21	6号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器用逆洗水受けタンクのベントフィルタの差圧計に指示値不良が認められたため、当該差圧計を点検・調整	D	
22	6号機	非常用ディーゼル発電機（A）室内ストームドレンサンプのレベルスイッチにポンプ自動起動及びレベル高低警報用動作設定値の設定不良が認められたため、当該レベルスイッチを点検・調整	D	
23	6号機	燃料プール冷却浄化系燃料プールライナの北東側ドレンレベル計に汚れが認められたため、当該レベル計を点検・清掃	D	
24	6号機	タービン建屋2階北側に設置されている換気空調系給気ファン室の出入口扉開閉用均圧弁に破損が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
25	6号機	廃棄物処理系床ドレン中和タンク（A、B）用レベル記録計のデジタル表示部カバーの蝶番上部（プラスチック製）に破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
26	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット用補機冷却海水ポンプ（B）のグランド部より、海水のリーク（鉛筆1本程度）が認められたため、当該部を点検・調整	対象外	
27	集中環境施設	工作機械設備建屋用天井クレーン（補巻）を無負荷状態で巻上げ操作した際、電動機の過負荷状態を示す警報の発生と共に、自動停止したため、当該クレーンの制御回路を点検・修理	D	
28	その他	海生物処理設備の「焼却炉原料供給フィーダ」用電動機の点検において、シャフト軸受部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
29	その他	海生物処理設備の「原料投入コンベア」用電動機の点検において、シャフト軸受部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
30	その他	海生物処理設備の「原料切出しフィーダ」用電動機の点検において、シャフト軸受部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
31	その他	海生物処理設備の「臭気吸引ファン」用電動機の点検において、シャフト軸受部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
32	その他	海生物処理設備の「No. 1灰移送コンベア」用電動機の点検において、シャフト軸受部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
33	その他	海生物処理設備の「環境集塵ダスト排出装置」用電動機の点検において、シャフト軸受部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで